

令和 8 年（第 1 回定例会）

総務企画消防委員会 会議録

令和 8 年 3 月 5 日

総務企画消防委員会 会議録

○開会日時 令和8年3月5日（木）

開議 午前10時00分

閉議 午前11時41分

○開会場所 市議会 第1委員会室

○出席委員（8名）

委員長	三重 忠 昭	副委員長	谷 口 和 美
委員	山 本 一 成	委員	黒 木 愛一郎
委員	安 部 一 郎	委員	日名子 敦 子
委員	重 松 康 宏	委員	中 村 悟

○欠席委員（なし）

○委員外議員出席者（なし）

○執行部出席者

総 務 部 長	竹 元 徹	総 務 部 参 事 兼債権管理課長	牛 島 照 美
企画戦略部長	安 部 政 信	防 災 局 長	大 野 高 之
議会事務局長	河 野 伸 久	選挙管理委員会 事 務 局 長	若 杉 篤
消 防 長	浜 崎 仁 孝	総 務 部 次 長	末 田 信 也
企画戦略部次長	佐 藤 浩 司	防 災 局 次 長 兼防災危機管理 課 長	中 西 郁 夫
議会事務局次長 兼議事総務課長	中 村 賢 一 郎	消 防 本 部 次 長 兼 総 務 課 長	永 路 尚 道
職 員 課 長	河 野 幸 夫	職 員 課 参 事	水 流 研 一
資 産 税 課 長	十 川 宏 治	政策企画課長	清 末 妙
政策企画課参事	芝 尾 裕 子	財 政 課 長	河 野 文 彦

情報政策課長 新 貝 仁 会計管理者兼会 後 藤 隆
計 課 長
予 防 課 長 此 本 康 秀

○議会事務局出席者

次 長 兼 課 長 中 村 賢 一 郎 事 務 員 尾 割 春 晃

○付託議案及び審査結果等

付 託 議 案		審査結果
議第 1 号	令和 7 年度別府市一般会計補正予算（第 7 号）関係部分	全員一致による 原案可決
議第 2 9 号	別府市火災予防条例の一部改正について	全員一致による 原案可決
議第 3 0 号	連携協約の変更に関する協議について	全員一致による 原案可決
議第 3 1 号	他の普通地方公共団体の公の施設を本市の住民の利用に供させることに関する協議について	全員一致による 原案可決
議第 3 2 号	公の施設を他の普通地方公共団体の住民の利用に供することに関する協議について	全員一致による 原案可決
議第 3 5 号	市長専決処分について（令和 7 年度別府市一般会計補正予算（第 6 号）	全員一致による 原案可決
議第 3 6 号	市長専決処分について（特別職の常勤職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例）	全員一致による 原案可決

○会議録 別紙のとおり

以上のとおり、本顚末に相違ないことを証明し、ここに記名捺印する。

令和 8 年 3 月 5 日

総務企画消防委員会
委員長 三 重 忠 昭

総務企画消防委員会 会議概要

○開議:10時00分

○三重委員長

ただいまから総務企画消防委員会を開会いたします。

当委員会に付託を受けました議案は、議第1号、令和7年度別府市一般会計補正予算(第7号)関係部分ほか6件であります。

審査は、お手元に配付している議案審査順序表の記載順により各課に説明を受け、質疑の後、採決いたします。

初めに、消防本部関係議案の審査を行います。

議第1号、令和7年度別府市一般会計補正予算(第7号)消防本部関係部分及び議第29号、別府市火災予防条例の一部改正について、当局から一括して説明願います。

○浜崎消防長

皆様、おはようございます。

それでは、消防本部から本定例会に提出をさせていただいております議第1号、令和7年度別府市一般会計補正予算(第7号)の関係部分並びに議第29号、別府市火災予防条例の一部改正について、担当課長のほうから御説明をさせていただきますので、御審査のほど、何とぞよろしくお願いいたします。

○永路消防本部次長兼総務課長

おはようございます。

それでは、最初に議第1号、令和7年度別府市一般会計補正予算(第7号)に係る消防本部関係の御説明を申し上げます。

繰越明許費補正について説明いたしますので、予算書の6ページをお開きください。

10款の消防費のうち、施設維持管理事業、消防装備事業及び消防水利事業の3つの事業でございます。まずは施設維持管理事業の363万円でございます。これは、国の制度である水銀に関する水俣条約により、2027年度末までに蛍光灯の製造と輸出入が終了するにあたり、LED照明の切替えが推奨されているため、整備を進めている中、当該照明器具の部品不足や物流の遅延などにより、本事業の一部が年度内に完了が見込めないことから、当該事業を令和8年度へ繰り越すものでございます。

次に、消防装備事業の1,740万1,000円でございます。これは、車両に関する法改正の公布日などが不明確により、消防団車両のベースとなる車種の納期が遅れ、年度内の登録完了が見込めないことから、当該事業を令和8年度へ繰り越すものでございます。

最後に、消防水利事業の4,255万2,000円でございます。これは、耐震性貯水槽の新設及び一部貯水槽の蓋並びに周囲のアスファルトの劣化などに伴う改修工事を行うものでございますが、先ほどのLED照明同様、部品の納入遅れの影響により、年度内の完了が見込めないことから、当該事業を令和8年度へ繰り越すものでございます。

続きまして、議第29号の事件議案について御説明を申し上げます。別府市火災予防条例の一部改正となります。

議案書の39ページをお開きください。

まず1つ目は、第7条の2、3及び第44条のサウナ設備に関する事項として、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令及び対象火気設備等及び対象火気器具等の遠隔距離に関する基準の一部が改正されたことに伴

い、改正するものです。これまで、屋内外問わずサウナ設備として取り扱っていましたが、近年のサウナブームを背景に、屋外で消費熱量の小さいサウナ設備が増加していることから、定格出力6キロワット以下のもので薪、または電気を熱源とし、かつ、屋外その他の直接外気に接する場所に設けるテント型サウナ室、またはバレル型と言われる木の樽型のサウナ室に設ける高熱設備を簡易サウナ設備と定義し、また、簡易サウナ設備以外のサウナ設備を一般サウナ設備として定義することとなりました。一般サウナ設備と比較すると、簡易サウナ設備は緩和されることとなりますが、総務省消防庁の安全性の検証結果を踏まえた遠隔距離の確保や、温度が異常に上昇した場合、すぐにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けることとしています。

ただし、簡易サウナ設備で薪を熱源とするものにあつては、熱源を遮断する装置を設置することができないため、その周囲において火災が発生した際に速やかに使用できる位置に消火器を設置することにより、変えることができることを第7条で定めることとなりました。

なお、個人住宅の敷地に設けるものを除き、一般サウナ設備と同様に届出を求めることを第44条で定めます。

次に、2つ目の第29条の7の住宅における火災予防の推進に関する事項ですが、令和6年の能登半島地震により、輪島市で発生した大規模火災を踏まえた消防防災対策の在り方に関する検討会報告書において、具体的な発火元の特定には至らなかったものの、地震の影響により、電気に起因した火災が発生した可能性は否めないとされ、大規模地震時の電気火災対策を推進するため火災予防条例が改正されたことに伴い、住宅における火災の予防を推進するための施策として、地震を感知すると自動的に電気を遮断する感震ブレーカーの普及を促すために改正するものです。

しかしながら、総務省消防庁による防災に関する世論調査では、設置率5.2%にとどまっており、感震ブレーカー及び通電火災の危険性に対する認知度の低さが影響しているとされています。まずは感震ブレーカーの認知度の向上を図るため、多角的に広報活動を展開いたします。

以上をもちまして、消防本部関係の説明を終わらせていただきます。何とぞ御賛同のほど、よろしくお願いいたします。

○三重委員長

以上で当局の説明は終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方は御発言を願います。

○安部委員

簡易サウナについてお伺いします。

過去において、北浜公園、大谷公園で簡易サウナが実施されました。北浜公園では、芝生が焼けました。大谷公園では、たき火してるという通報が議員のところがありました。告知も含めて、地域理解と管理監督はどのように考えているか教えていただきたいのと、そして僕はこの全国今サウナブームの中で、もう一部申請が出てるとありますんでそこは応援したいと思ってるんですけど、申請状況はどんなになってますかということですね。この2つ。

○此本消防本部予防課長

まず、1点目の簡易サウナを扱う際の管理監督の件についてですが、別府市消防本部に届出が出た際には、実際に書類審査とともに現地調査を行います。その際に、使用者につきましては御指導のほうをさせていただいております。

次に、申請状況ですが、現在のところサウナ設備として申請が消防本部、それから保健所のほうに申請が上がっている分は、60施設となっております。

○三重委員長

ほかに御質疑ありませんか。

○日名子委員

すみません。少し前に港区でサウナの施設での事故がありましたけれども、その後、サウナ施設を運営しているところには文書で通知が来ておりますけれども、今、60施設という報告がございましたが、何か点検等は今後あるのでしょうか。

○此本消防本部予防課長

港区赤坂の火災につながっているとは思いますが。別府市消防本部としては、赤坂の火災が個人サウナ店というところで、別府市内には個人サウナ店6施設ございまして、保健所と合同で立入り検査のほうを行わせていただいております。保健所のほうで1施設、中がちょっと見えるようにしてるものがちょっとすりガラスのほうがかくもってるということで、その1点の御指導が入っております。

他の施設、個人サウナ以外の施設につきましては、別府市消防本部で施設全体の消防点検、消防検査というところで、定期的に回らせていただいております。

○日名子委員

建築の立入りとかでその消防の方には検査していただいていると思うんですけども、大分前ですけども、うちもサウナ施設があるんですけども、内側のドアの扉のところに、中は全部木なのに、扉のところが火災の可能性があるということで一時期木ではなくて、金属でという指示が出て、今回港区赤坂の事件では、逆に金属が劣化して中から扉が開かなかったと報道されておりますけれども、そういう何かあったときにいろいろと、消防法か建築法かどちらか分からないですが変わっていくというシステムが発生すると思うんですけども、普通に考えて中から開けるというときに、金属でガチャッという扉よりも、やっぱり木で、手で押しやすい、やけどしないとか、そういうことがやっぱり結局必要だったのかなと実感を、今回の事故でいたしました。さっき6件点検をなさったということで、あとの54件は文書でということだと思っておりますけども、建築法か消防法で点検するときには、そういうところも今後点検していただけたらと思いますし、先ほどのすりガラスのところとかいうときに、事業者としてはお金がすごくかかることは、ああしろこうしろって言われたときになかなか大変なのが現実かと思いますので、どうしたら運営上適正にということろは、いろいろと事業者とも協議していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○此本消防本部予防課長

まず、東京赤坂の部分の火災についてですが、総務省消防庁からも明らかな原因、出火原因というものは発表はなされておられません。一部報道で、先ほど委員が言われてましたドア部分がノブになってるところで、そこが外れたということも一部報道でされています。消防法令上、あと保健所の公衆浴場法についてもその部分については、規制については入っておりませんが、先ほど、それから60件、文書というよりも60件には電話で聞き取りのほうも行わせていただいております。別府市内では、赤坂と似た部分の施設については1施設ございました。消防法令上も公衆浴場法も規制がかかっておりませんが、ちょっと事例をお伝えをして、施設の方も早急に速やかに改善していただくということで、東京赤坂の分の火災については、現在のところ別府市には存在しないというところで把握しております。

○日名子委員

温泉のまちですので、それに附随したサウナの施設があるので、意外と別府市にも多いんじゃないかなと思いますし、ああいう事故がないように今後とも点検等をお願いしたいと思います。

○三重委員長

ほかに。

○安部委員

確認なんですけど、60件サウナがあるということで、簡易サウナの申請は何件ぐらいありますかという質問やったんですけど。

○此本消防本部予防課長

60施設につきましては、ホテルであったり、大きな浴場、この中に入ってるサウナ全てを合算しての60施設です。

○安部委員

中に入らないですか、簡素な。

○此本消防本部予防課長

簡易サウナという、これはバレルサウナという木の樽型であったり、テントサウナというところで、これまでテントサウナで申請があった分につきまして、大体イベント業者1日、2日、そういったイベントでの申請は過去記憶にすると5件ほど。

○安部委員

5件ほど。今のところないということですね。

○此本消防本部予防課長

そうですね、イベントというところで、現状についてはもう撤去はされております。

○三重委員長

ほかに御質疑は。

（「なし」と発言する者あり。）

ほかに御質疑もないようでありますので、これより採決を行います。

お諮りいたします。

初めに、議第1号、令和7年度別府市一般会計補正予算(第7号)消防本部関係部分について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

御異議なしと認めます。

よって、議第1号消防本部関係部分については原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議第29号、別府市火災予防条例の一部改正について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

御異議なしと認めます。

よって、議第29号については原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で、消防本部関係議案の審査を終了いたします。

休憩いたします。

(休憩)10:16

(再開)10:16

○三重委員長

再開いたします。

次に、議会事務局関係議案の審査を行います。

議第1号、令和7年度別府市一般会計補正予算(第7号)議会事務局関係部分について、当局から説明願います。

○河野議会事務局長

おはようございます。

議第1号、令和7年度別府市一般会計補正予算(第7号)議会事務局関係部分の御説明をさせていただきます。慎重審議のほど、よろしくお願いいたします。

○中村議会事務局次長兼議事総務課長

おはようございます。

それでは、私から議会事務局提出議案について御説明をさせていただきます。

まず、別添資料にて説明をさせていただきたいと思いますので、委員長の許可をお願いいたします。

○三重委員長

はい、どうぞ。

○中村議会事務局次長兼議事総務課長

ありがとうございます。

それでは、資料左上を御覧ください。今回の補正の目的になります。今回の補正要求は、去年の9月の定例会から提供を開始、始めました議場傍聴席の大型ディスプレイ設置による映像及び音声字幕変換表示に関する議場傍聴席の施設改修関係予算となります。この施設改修事業完了に伴い、不要となる予算額の減額及び財源補正の審査をお願いするものとなります。

資料右上の補正理由です、2点ございます。当初予算要求時には議場映像音響設備等の改修にあたり、人件費、設備機器の高騰を想定した見積額で予算要求をしておりましたが、実際の契約金額が予算措置額を下回ったため、不要となる見込み分を減額しようとするものが1点でございます。

2点目です。予算の措置後に財政協議により有利な財政運用として、この事業がデジタル活用推進事業債の適用対象ということが確認できましたので、一般財源から充当可能な分を地方債へ財源補正をするものということになります。

それでは、補正予算の内訳などについて御説明いたします。まず、資料の左半分は議場の改修に関する当初予算額と財源内訳となっております。資料の右半分が、今回の補正予算の要求の内訳となります。

では、右の資料で御説明いたします。0101事業、議会事務に要する経費のうち、12節の委託料、施設改修等業務委託料を実際の契約額に伴う不用見込額171万9,000円と13節使用料及び賃借料、議会音声字幕変換システム等使用料の不用見込額1万1,000円の合計173万円の減額を補正計上するものです。

次に、一番下の歳入を御説明いたします。

歳出の減額に伴い、新しい地方経済生活環境創生交付金の充当額を79万9,000円の減額、また本事業がデジタル活用推進事業債の対象となることから、交付金を除きました予算額から充当可能な200万円を財源、増額補正計上するものです。これにより、資料中段の財源内訳ですが、国県支出金が79万9,000円の減額、地方債が200万円の増額、そして一般財源が財源補正として293

万1,000円の減額となります。このことにより、当初予算でもともと622万円の予算額だったものが、実際の予算執行額予定額としては449万円ということになります。

以上で、議会事務局関係分の説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○三重委員長

以上で当局の説明は終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方は御発言をお願いします。

○安部委員

昨日、広報広聴委員会で国県の支出交付金の要件設定があつて、その要件を満たさない場合どんなことがまず起きるのかということと、要件に必要なことがもしあれば教えていただきたいと思います。

○中村議会事務局次長兼議事総務課長

今回、交付金を受けるにあたってKPIの設定がされておりますが、主なものとしてはインターネット、ユーチューブ等の閲覧回数を伸ばすということ、そしてもう一つが傍聴席にディスプレイを設置したということで、傍聴者の数を増やすということが目標数値として設定をされております。仮に令和7年度の状況でいきますと、実際に影響が出ているのが、傍聴者の数が想定より少ないという、目標設定より少ないという現状があります。これに対して、目標に達しないときに影響があるものとしては、将来にわたっての別府市への交付金、国県への交付金の措置が、審査が厳しくなることが考えられること、目標に達していないときに、再度目標設定の変更等、事業計画の見直し計画書を提出するということなどが求められる可能性があるということになります。

それに対する対応策として、昨日広報広聴委員会でもお願いをしたところですが、傍聴席に来ていただける方について、一般質問等で各議員さんの支持者の方とかにお声かけいただいて、少しでもそういった目標設定に達することができればということでお願いをしたところでございます。

○河野議会事務局長

すみません、少し補足の説明をさせていただきます。

当然、国庫補助事業起債の、事業の対象となっております。当然、会計検査の対象にもなっております。会計検査入った場合には、その目標設定に向けた事業効果とか、あと改善命令とか、そういったものの対象にはなるものというふうに考えております。

○三重委員長

ほかに御質疑ありませんか。

○日名子委員

昨日の広報広聴委員会でもお知らせしましたが、広報広聴委員長として発言させていただければ、今議会も議員の皆様にお声がけて、目標を達成できたらとは思っておりますので、皆様もどうぞよろしくお願いいたします。

○三重委員長

ほかにありませんか。

○重松委員

実際の当初予算で、国県から300万の支出金をもらえるところを、あえて補正で地方債というの

は、結局払っていかないといけないということですよ。なので、あえてここに切り替えた理由というのはどういふことですか。

○河野議会事務局長

デジタル活用の起債というのは、うちだけではありません。役所全体の地方債の中で考えておりまして、市財政上の運営上の措置として、地方債を平準化するというのが一つ財政上の運営の運営方針になっておりますので、そちらのほうに切り替えたという形になっております。

○重松委員

じゃあ、この事業債は割と一般的に言われる有利な起債という、そういう受け取りでよろしいですか。

○河野議会事務局長

財政上の財政負担を、年度年度の財政負担を平準化するという、そういった効果があろうと思っております。

○三重委員長

ほかにございませんか。

（「なし」と発言する者あり。）

ほかに質疑もないようですので、これより採決を行います。

お諮りいたします。

議第1号、令和7年度別府市一般会計補正予算(第7号)議会事務局関係部分について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

御異議なしと認めます。

よって、議第1号、議会事務局関係部分については原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で、議会事務局関係議案の審査を終了いたします。

休憩いたします。

(休憩)10:26

(再開)10:26

○三重委員長

再開いたします。

次に、職員課関係議案の審査を行います。

議第1号、令和7年度別府市一般会計補正予算(第7号)職員課関係部分及び議第36号、市長専決処分、特別職の常勤職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について、当局から一括して説明願います。

○竹元総務部長

おはようございます。総務部長の竹元です。どうぞよろしくお願いいたします。

まず、議案の説明に入ります前に一言おわびを申し上げます。

このたび、物価高騰対策の一環として実施いたしましたおこめ券配布事業につきまして、おこめ券1万292枚、金額にしまして452万8,480円相当を職員が廃棄し、紛失する事案が発生いたしました。議員の皆様には多大な御迷惑と御心配をおかけいたしましたことを、心から深くおわび申し上げます。

ます。

今回の事案が発生した要因の一つに、おこめ券という金券に対して、現金と同じであるという認識が不十分であったという点がございますが、管理体制についても極めて甘いものだったということを感じております。紛失した金額の大きさ、管理体制の問題等から、事態を重く受け止め、市民からの信頼回復にいち早く取り組むことが重要であると判断いたしまして、直ちに事実確認、原因調査等を行い、市民の皆様に対して事案の公表を行ったところでございますが、今回の事案につきましては、紛失した損害額の大きさから、その対応等についても公表段階において市民に対して明確に確約することができなければ市民からの理解は得られない、信頼回復は難しいと判断をいたしました。そのため、緊急性を伴う対応が必要であったということもありまして、公表の際には責任の所在を明らかにするとともに、行政の最高責任者、事務方の責任者として、市長及び両副市長の給料月額を減額措置を専決処分で行わせていただき、市の損害額に対する実質的な補填の対処を講じ、市民に対する理解と信頼回復に努めたところでございます。

また、職員に対しましては現金のみならず、金券等の換金性の高いものにつきまして、保管状況の一斉点検を命じ、加えて上司への報告・連絡・相談の徹底、そして公金等の保管管理に係る法令遵守の徹底を指示してきたところでございます。

さらに、管理監督責任のあります管理職の管理監督が不十分であったことも要因の一つとして考えております。先月末には、特別職も含めました幹部職員研修も実施をしたところでございます。

今回の事態は真摯に受け止めて、組織の総力を結集して再発防止と信頼回復に全力で取り組んでまいります。このたびは誠に申し訳ございませんでした。

それでは、議案の説明を申し上げます。

総務部から提出しております議案は、予算関係議案が議第1号、令和7年度別府市一般会計補正予算(第7号)職員課及び資産税課関係部分と、条例に係るものといたしまして職員課関係議案が議第36号、市長専決処分についての合計3議案になります。

初めに、議第1号、令和7年度別府市一般会計補正予算(第7号)職員課関係部分及び議第36号、市長専決処分につきまして職員課長から御説明を申し上げます。何とぞ御審議のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

○河野職員課長

おはようございます。職員課長の河野です。よろしくお願いいたします。

それでは、職員課関係部分について御説明をさせていただきます。

予算書の25ページを御覧ください。歳出の補正予算です。

1番目の議第1号、令和7年度別府市一般会計補正予算(第7号)職員課関係部分についてです。1段目の事業番号0120、職員人事管理に要する経費の追加額として、退職手当1億3,506万9,000円、退職手当負担金1,969万9,000円を計上するものです。これは、定年退職や自己都合退職等による退職者33名の退職手当と、公営事業局で退職する職員の市長部局に在籍していた期間分を負担金として公営事業局に支出するための計上したものです。

次に、市長専決処分についての御説明をいたします。

議案書の64ページ、65ページをお開きください。

議第36号、市長専決処分について、特別職の常勤職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定に基づき市長において専決処分したので、同条第3項の規定により議会に報告し、その承認を求めるというものです。

このたび、物価高騰対策の一環として実施いたしましたおこめ券配布事業において、おこめ券紛失事案が発生したことを真摯に受け止め、別府市行政の最高責任者である市長として自ら襟を正し、行政運営に係る責任の所在を明らかにするため、令和8年2月分から令和9年3月分までの給料月額を減額するとともに、副市長両名については、事務方の責任者として自らを戒めるため、令和8年

2月分及び同年3月分の給料月額を減額する措置を講じるため、特別職常勤職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正を専決処分したものです。

説明は以上になります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○三重委員長

以上で当局の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方は御発言をお願いします。

○安部委員

市長専決処分について、事前には質問してるんですが改めて質問します。

議運で委員長のほうから、専決処分にそぐわないのではないかとということで、私なりに勉強しましたところ、地方自治法の204条及び2項の規定により、職員、特別職の報酬給料、手当の額は条例で定めなければならないとしています。条例案件は御存じのとおり、議会、議決案件なので、それは法的に問題なかったかということがまず一つ。

次に、給料の減額の前に、市長は監査委員に対して賠償責任の監査を要求するというのも、地方自治法の243条で定められています。要は簡単に言うと、損害額の確定と責任割合の客観的評価のプロセスが欠如してるのではないかとということが一つ。その2つについて、よろしくお願いします。

○竹元総務部長

まず、1点目の専決処分について御説明申し上げます。

先ほど御説明した内容と繰り返しになる部分もありますけども、今回の事案につきましては、事件発覚後直ちに事実確認を行いまして、いち早く公表を行ったということでございますけど、紛失した額の大きさ、また管理体制の問題等もありまして事態を重く受け止めました。その上で、公表段階におきまして市長、副市長の責任の所在を明らかにするということに加えて、市の損失額についての具体的な措置を明確化しておかなければその実現を確約できないと、なかなか市民から理解を得ることは難しい、困難であろうという判断をいたしました。

その結果、議会を招集して時間的余裕がない緊急性を伴う対応が必要でありましたので、地方自治法179条に基づきまして専決処分をさせていただき、公表段階において市長、両副市長の給料月額の減額措置、併せて市民に対して具体的な対応を確約することで、理解と信頼回復に取り組んだというのが考え方でございます。

2点目の監査請求の話ですけど、地方自治法の規定の中で、市に損害が発生して、市長が職員に損害賠償を命ずるための手続として、監査委員に対してその事実、賠償責任の有無及び賠償額を決定することを求めなければならないというものが定められているものでありますが、損害が市の負担によらずして回復された場合には、損害は現存しないことにもなります。そういったことも踏まえまして、今後補填の状況等を総合的に考慮した上で、損害の状況を踏まえ判断してまいりたいと考えているところでございます。

○安部委員

今の解釈は受け取りましたけど、一定のルールがあるんだから、基本的には一定のルールの中でやられたほうがいいと思います。

次に、金券の扱いについて、今後の対応と対策をどのようにしてるかというのを、今後いつかどこかで明らかにしてほしいのと、今回反省した上で、地方自治法の243の2項の中に、救済設置ルールというのを設けることができるって聞いてます。善意かつ重大な過失がない場合、今回そうだと思うんですね。でも今回、市民が一番気になってるのは、本当にどのようにして捨てられたのかという

のが一番、市民の方は何ていうか、関心持っておられるので、そこはどっかではっきり明らかにしていただくことと、今言った、そこには僕は聞き取りの中では過失がないと思ってますので、救済ルールというのがあって免責事項も設けるということになったので、今後またこういうことがあり得ると思うので、その辺の条例の整備もされたほうがいいのかというふうに思いましたので、その辺どうお考えですかね。

○竹元総務部長

そういった法的な手続、解釈につきましては、引き続きそういった専門的な知識も相談していきながら、検討はしていきたいと思います。

○安部委員

お願いします。

○三重委員長

ほかに御質疑ございませんか。

○山本委員

市長が賠償の内容はいいんだ。要するに、専決がなじまない。安易に専決を使うものではない、それだけお願いをしておきます。

○三重委員長

ほかに。

○中村委員

今先ほど説明をいただいて、ある程度分かったところもあるんですけど、今後やっぱり市民の皆さんから、何でそういうことになったのかという、かなりの量だと思うんですよ、おこめ券も。どういう経緯でそういうことになってしまったかというのを聞かれる声がすごく多いので、今ちょっと説明できる状況でないんであれば、また後日でもタイミングで、説明できるタイミングで教えていただけたらなというふうに思います。

あと、議第1号の職員の部分なんですけれども、職員数のここ数年間の職員数の傾向、多い人数の傾向と、あとは会計年度職員さんと正職員さんの割合というのは、今現状はどのぐらいなのか教えてください。

○河野職員課長

職員数については、令和7年度は前年の令和6年度に比べると増加しております。令和6年度は900人台、正職員900人だったんですけど、1,000人ちょっと超えております。会計年度職員については、600から700人程度を継続して雇用していくという状況でございます。

○中村委員

分かりました。

○重松委員

今のその退職手当のことなんですけど、一応今年度33名ということで、定年退職の方と中途退職の方というのは言われましたけれども、今結構全国的にも、若年層とか中堅層の地方公務員の方の離職というのが結構課題になってると思うんですね。別府市の場合は、今回も含めてそういった若

年層とか中年、中堅層のそういった途中離職というのがどのくらいあるのかということと、あとそれともしあれば、そういった方に対する、なぜ離職されたのかという分析、そういうところもされているのかどうか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○河野職員課長

別府市においても、他の自治体と同じように早期退職をする職員というのはある一定程度おりまして、問題視しています。今回33名となってるんですけど、そのうちの任期付の職員ですね、の方が18名程度います。いわゆる正規職員という方の退職自体は12名になります。そのうち、早期に退職している職員の事情、いろいろ皆さん事情があるんですけども、家業を継ぐ方だったと思うんですね。親の介護ということ、それから、新たな自分の人生をステップアップするための新たな職を目指して、そちらのほうにシフトを展開していく方などがいらっしゃいます。

○重松委員

その理由の中に、もし万が一そういった職場の体質とかそういうのが原因でやむなく退職せざるを得ないという人がもしあれば、またそれはそれで問題だと思いますので、そのところの理由の分析も今後も行っていきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

○三重委員長

ほかに御質疑ございませんか。

○安部委員

最後にもう一度確認ですけど、これ1億円やった場合、専決処分するのかという論議も実際ありますので、もう一回確認ですけど、善意かつ重大な過失がない場合に限り、条例に基づき賠償責任の一部を免責することができるとありますので、そこもじっくり考えられていただきたいと思います。

○三重委員長

ほかにございませんか。

(「なし」と発言する者あり。)

ほかに御質疑もないようでありますので、これより採決を行います。

お諮りいたします。

初めに、議第1号、令和7年度別府市一般会計補正予算(第7号)職員課関係部分について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり。)

御異議なしと認めます。よって、議第1号職員課関係部分については原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議第36号、市長専決処分、特別職の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり。)

御異議なしと認めます。

よって、議第36号については原案のとおり承認することに決定いたしました。

以上で、職員課関係議案の審査を終了いたします。

休憩いたします。

(休憩)10:44

(再開)10:44

○三重委員長

再開いたします。

次に、資産税課関係議案の審査を行います。

議第1号、令和7年度別府市一般会計補正予算(第7号)資産税課関係部分について、当局から説明願います。

○竹元総務部長

引き続きよろしくお願いいたします。

それでは、議第1号、令和7年度別府市一般会計補正予算(第7号)資産税課関係分につきまして、資産税課長が御説明申し上げます。何とぞ御審議のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

○十川資産税課長

おはようございます。資産税課長の十川でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、議第1号、令和7年度別府市一般会計補正予算(第7号)資産税課関係部分について説明させていただきます。

補正予算書の27ページをお開きください。

事業番号0168、固定資産システム評価に要する経費につきまして、不動産鑑定評価委託料146万9,000円減額するものです。これは、地方税法附則第17条の2に基づき、地価の下落分を令和8年度の固定資産税における土地の評価に反映させるため、不動産鑑定士に地価の下落地点を報告してもらうものですが、下落地点が当初見込みよりも少なかったために不用額となったものです。

以上、資産税課関係部分の議案につきまして説明させていただきました。何とぞ御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○三重委員長

以上で当局の説明は終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方は御発言を願います。

○日名子委員

地価は何か上昇傾向にあるイメージなんですけど、やっぱりこういう地方で下落してるところもあるってことですか。

○十川資産税課長

おっしゃるとおり、別府市の地価は住宅地、商業地とも上昇傾向にありますので、下落地点というのはほとんどございません。今回下落した部分というのは、東山とか内成とか平道といった山間部につきましては若干の下落が見られますので、そういった山間部につきまして下落修正を行ったというところでございます。

○日名子委員

そうなんだなと思います。ありがとうございます。

○重松委員

地価が別府市も含めて上がっているというのは、どういう理由で上がっているんですか。

○十川資産税課長

別府市の要因としましては、インバウンドの需要が大きいと考えております。

○三重委員長

ほかにございませんか。

(「なし」と発言する者あり。)

ほかに御質疑もないようでありますので、これより採決を行います。

お諮りいたします。

議第1号、令和7年度別府市一般会計補正予算(第7号)資産税課関係部分について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり。)

御異議なしと認めます。

よって、議第1号資産税課関係部分については原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で、資産税課関係議案の審査を終了いたします。

休憩いたします。

(休憩)10:49

(再開)10:49

○三重委員長

再開いたします。

次に、政策企画課関係議案の審査を行います。

議第1号、令和7年度別府市一般会計補正予算(第7号)政策企画課関係部分、議第30号、連携協約の変更に係る協議について、議第31号、他の普通地方公共団体の公の施設を本市の住民の利用に供させることに関する協議について、及び議第32号、公の施設を他の普通地方公共団体の住民の利用に供することに関する協議について、当局から一括して説明願います。

○安部企画戦略部長

企画戦略部が提出しました議案について御説明いたします。企画戦略部におきましては、議第1号、令和7年度別府市一般会計補正予算(第7号)関係部分、議第30号、第31号、議第32号の4議案を提案させていただきます。

それでは、最初に政策企画課長から関係部分の説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○清末政策企画課長

それでは、政策企画課関係4議案について説明いたします。初めに、議第1号、令和7年度別府市一般会計補正予算(第7号)政策企画課関係部分について説明いたします。

補正予算書の14ページを御覧ください。

まず、歳入の説明をいたします。

一番上の新しい地方経済生活環境創生交付金の減額6,243万4,000円は、交付金対象事業の歳出を決算見込みにより減額することに伴い、歳入についても減額するものです。

次の地域未来交付金2億8,754万円については、国の令和7年度補正に伴い計上するものです。18ページをご覧ください。

2段目の国勢調査費委託金の減額380万円は、国勢調査に要する経費の歳出の減額に伴い、歳入についても減額するものです。

次に、歳出の説明をいたします。

補正予算書の25ページをお開きください。

上から3番目の事業コード0134、広域行政に要する経費の追加額937万3,000円は、別杵速見広域市町村圏事務組合に派遣している職員の人件費の精算に伴い、負担金を追加するものです。

28から29ページをお開きください。

事業コード1376、住居表示に要する経費の減額3,588万6,000円については、今年度住居表示を実施した町の実施時点での世帯数が見込みを下回ったことに加え、入札差額が生じたことから、住居表示実施業務等委託料等を減額するものです。

31ページをお開きください。

事業コード0203、国勢調査に要する経費の減額380万円については、調査書類審査員報酬の不足を増額するほか、コールセンター業務委託料等の入札差額が生じたこと等により、委託料の減額をするものです。

41ページをお開きください。

一番上の事業コード0960、広域行政に要する経費の減額369万7,000円については、秋草葬祭場の人件費の精算に伴い、負担金を減額するものです。

43ページをお開きください。

一番上の事業コード0961、広域行政に要する経費の追加額92万8,000円については、藤ヶ谷清掃センターの人件費の精算に伴い、負担金を追加するものです。

以上で、補正予算についての説明を終わります。

続きまして、議第30号、連携協約の変更に関する協議について説明いたします。

議案書の41から46ページをお開きください。

平成28年3月29日付で締結した大分市及び別府市における連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を変更することに伴い、地方自治法第252条の2、第4項の規定により議会の議決を求めるものです。

続きまして、議第31号、他の普通地方公共団体の公の施設を本市の住民の利用に供させることに関する協議について、及び議第32号、公の施設を他の普通地方公共団体の住民の利用に供することに関する協議については、一括して説明をいたします。

議案書の47ページから51ページをお開きください。

地方自治法第244条の3、第2項の規定に基づき、協議により、新たに大分都市広域圏の構成自治体となる佐伯市が設置する公民館やスポーツ施設等合計45施設を本市の住民の利用に供させることについて、同じく別府市が設置する32施設を佐伯市の住民の利用に供させることについて、同条3項の、第3項の規定により議会の議決を求めるものです。

以上で、政策企画課提出の4議案について説明を終わります。何とぞ慎重な御審議をお願い申し上げます。

○三重委員長

以上で当局の説明は終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方は御発言をお願いします。

○谷口副委員長

議第30号の連携協約の変更に関する協議についてなんですけど、一部変更ということで、変更した部分を教えてください。

○清末政策企画課長

今、来年度から実施します第3期のビジョン作成がほぼ済んでいる状態でして、それを見直しに伴って、基本協約の部分も、連携協約の部分も見直しをしているものになります。

具体的には、3つの基本項目にひもづいております32の施策というのがございますが、そちらのほうですね、社会情勢等に合わせて見直したという部分と、その施策のほうにも濃淡というか強弱を、取組を強めるもの、逆に現状維持とするものといった形で、強弱をつけたような形で体系を見直して、表現等にも、についても見直しをしております。また、一覧にすることで分かりやすく表示をするような形で修正をしております。

ビジョンにつきましては、来週ぐらいにデータができるというふうに聞いておりますので、そちらのほうができましたら委員の皆さんに配付するように準備をしております。よろしくお願いします。

○三重委員長

いいですか。ほかに。

○中村委員

先ほど同じように議第30号の連携、連携協約に関してなんですけれども、第3期を今、定めているということで、これまでの間にどのような、主な実績を教えていただければと思います。

○清末政策企画課長

今までの実績ですけれども、先ほど議第34号でちょっとお伝えしたような公共施設の予約システムの運用開始ですとか、またその中でも図書館の連携、供用を進めたりもしております。また、未来創造塾といいまして、各市町の若手の職員が集まって地域課題を一緒に話し合うような場というのも設けておりまして、そこで話された内容が、実際の政策に結びついたりした例もございます。

また、消防の指令業務の共同運用、それについてもこちらに関わって進めたりなどしております。主なものについてはそういったものになります。

○中村委員

分かりました。

○三重委員長

ほかに御質疑ございませんか。

○安部委員

住居表示による名寄せ、どのぐらい進んでいるのということと、いつ頃終わる予定ですかということと、もう一つ、要望ですけど公の施設の件ですけど、市民が使えない状況が起こることがあり得ると思いますので、そのときは一定のルールをまたつくっていただきたいと思います。その2つ、お願いします。

○清末政策企画課長

住居表示の進捗につきましては、令和7年度実施がちょっと済んだところでして、世帯数ベースで75.5%実施をしております。令和10年度を最終として今、残りの地域に入ってるような状況になっております。

公の施設の分につきましては、今、各施設のほうに実態調査をしております、市町村の方がどのくらい使っているのかとか、そういったことも調べております。あと、そこでどのぐらい影響があるのかということと、あと市外と市内とで、利用料に差を設けたりとかしている施設もしてない施設等もございますので、その辺のバランスを見ながら対応していくようにしております。

○安部委員

よろしくお願いします。

○三重委員長

ほかに御質疑ございませんか。

○日名子委員

住居表示の件なんですけども、最近新しいプレートというんですかね、住所と、ここがどこだというのを見かけるようになったんですけど、あれを電柱とかいろんなところに貼ってる、ああいう基準が何かあるんですか。

○清末政策企画課長

あれは外部表示板といいまして、何番という部分に対してつけるようにはしております。一応その範囲を、なるべく四方の4か所につけるような形でしてはいるんですけども、形によってはなかなか、ちょうど角っこにつけられない場合もございますので、できるだけ電柱とかそういったものにつけて分かりやすく表示をするようにしております。

○日名子委員

議第31号の佐伯市との連携なんですけれども、今、大分県内に何市町村ぐらい公共施設をお互い使うということになっているんですか。大分、近隣大分市とか、近いところが何か所か、市町村あったと思うんですが。

○清末政策企画課長

今、大分都市広域圏が7市1町で構成しておりまして、佐伯市が加入することで8市1町連携協約を結んで相互利用を進めるという形になっております。

○日名子委員

それはまた、今後じゃあ広がるというか増える可能性もあるということですか。

○清末政策企画課長

今のところそういった予定はありませんが、今後どうなるかという、今のところそういったお話は佐伯市以外からは出ておりません。

○日名子委員

ありがとうございます。

○三重委員長

ほかに御質疑ございませんか。

(「なし」と発言する者あり。)

ほかに御質疑もないようでありますので、これより採決を行います。

お諮りいたします。

初めに、議第1号令和7年度別府市一般会計補正予算(第7号)政策企画課関係部分について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり。)

御異議なしと認めます。

よって、議第1号政策企画課関係部分については原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議第30号、連携協約の変更に関する協議について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

御異議なしと認めます。

よって、議第30号については原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議第31号、他の普通地方公共団体の公の施設を本市の住民の利用に供させることに関する協議について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

御異議なしと認めます。

よって、議第31号については原案のとおり可決することに決定いたしました。

最後に、議第32号、公の施設を他の普通地方公共団体の住民の利用に供することに関する協議について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

御異議なしと認めます。

よって、議第32号については原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で、政策企画課関係議案の審査を終了いたします。

休憩いたします。

（休憩）11:05

（再開）11:05

○三重委員長

再開いたします。

次に、財政課関係議案の審査を行います。

議第1号令和7年度別府市一般会計補正予算(第7号)財政課関係部分について、当局から説明願います。

○河野財政課長

それでは、議第1号、令和7年度別府市一般会計補正予算(第7号)財政課関係部分について御説明を申し上げます。

予算書の14ページをお願いいたします。

物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の減額1,124万2,000円でございますが、これは物価高騰対策として実施をしました定額減税補足給付金の不足額給付が終了したことに伴い、財源となる交付金の減額分4,967万3,000円、及び国の補正予算(第1号)に伴い交付される交付金を活用して実施をします社会福祉施設への物価高騰対策、緊急支援事業の財源の追加分3,843万1,000円の差引き額を計上するものでございます。

次に、予算書の19ページをお願いいたします。

基金繰入金でございますが、まず1段目の別府市財政調整基金繰入金の追加額6,789万9,000円でございますが、これは今回の一般会計補正予算(第7号)における財源調整のため、財政調整基金からの繰入金を追加するものでございます。

次の段の別府市公共施設再編整備基金繰入金の減額852万1,000円でございますが、これは歳出補正予算で計上しております市営住宅整備に要する経費について、決算見込みに伴う歳出予算の減額補正に伴いまして、財源としております公共施設再編整備基金からの繰入金を減額するものでございます。

次の段の別府市観光みらい創造基金繰入金の減額2,000万円でございます。これは、歳出補正

予算で計上しております入湯税超過課税の使途に要する経費につきまして、決算見込みに伴う歳出予算の減額補正に伴いまして、財源としております観光みらい創造基金からの繰入金を減額するものでございます。

次に、予算書の23ページをお願いをいたします。

調整債1,130万円でございます。この調整債でございますが、法人市民税法人税割の減税等に伴います影響額が対象となる地方債でございます。当該影響額を地方財政法の規定に基づき算出した額について計上しております。なお、予算書9ページの地方債補正第4表の1におきましては、当該調整債の限度額等について計上しているところでございます。

続きまして、歳出について御説明を申し上げます。

予算書の26ページをお願いをいたします。

0163、基金積立金の追加額9,055万9,000円でございますが、これは国の補正予算(第1号)に伴い追加措置されました普通地方交付税のうち臨時財政対策債の償還財源として支出された額を、別府市減債基金に積み立てるものでございます。

以上、財政課関係部分について御説明させていただきました。審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○三重委員長

以上で当局の説明は終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方は御発言をお願いします。

○日名子委員

別府市観光みらい創造基金、これはどのような基金なんですか。

○河野財政課長

こちらの基金でございますが、入湯税の超過課税事業を基金に積み立てまして、事業をする際にこの基金を活用しまして実施をする基金でございます。

○日名子委員

ありがとうございました。

○三重委員長

ほかに御質疑ありませんか。

(「なし」と発言する者あり。)

ほかに御質疑もないようでありますので、これより採決を行います。

お諮りいたします。

議第1号、令和7年度別府市一般会計補正予算(第7号)財政課関係部分について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり。)

御異議なしと認めます。

よって、議第1号財政課関係部分については原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で、財政課関係議案の審査を終了いたします。

休憩いたします。

(休憩)11:10

(再開)11:10

○三重委員長

再開いたします。

次に、情報政策課関係議案の審査を行います。

議第1号、令和7年度別府市一般会計補正予算(第7号)情報政策課関係部分について、当局から説明願います。

○新貝情報政策課長

今回提案いたしました議第1号、別府市一般会計補正予算(第7号)の情報政策課関係部分について御説明させていただきます。

補正予算資料の25ページをお開きください。

第2款第1項総務管理費の情報推進管理運営に要する経費について575万円を減額し、その次のページになりますけれども、自治体情報システム標準化・共通化に要する経費について6,261万5,000円をそれぞれ減額いたします。

まず、情報推進管理運営に要する経費については、住基などのシステムのサーバー更新、それから戸籍端末の更新などとして予算計上しておりました業務につきまして、委託料の減額やリースの入札残額が生じたことによって、委託料で125万円、使用料及び賃借料で450万円、合わせて575万円を減額するものでございます。

それから、戸籍の自治体情報システム標準化・共通化に要する経費につきましては、システム標準化のいろいろな作業の一環として予定しておりましたシステムの間でデータ連携を行うという部分の改修につきまして、システムのベンダーから全国の共通プログラムというものが提供されましたことから、構築費用は大幅に圧縮できました。事業、事業費の減額分に当たる6,261万5,000円を減額するものでございます。

なお、本事業は標準化の部分ですね、全額国の補助事業でありますことから、歳入の補助金、基盤改革支援補助金、14ページにございますけれども、同額を減額するものでございます。

以上、議案の内容について御説明させていただきました。何とぞ御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○三重委員長

以上で当局の説明は終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方は御発言を願います。

○日名子委員

自治体情報システム標準化というのは、分かりやすく言うとういう、DX化が進むことによってと思うんですけども、どういうところが変わって、新しくなるんですか。

○新貝情報政策課長

国の自治体DX推進計画というのが令和3年につくられまして、よく言うDXというのは窓口改革とかそういったものなんですけど、その中の一環としてはあるんですけども、自治体の全国のシステムを共通の仕様のものにしよう。国の法改正とかあったときにすぐに法改正対応ができるようにしようという、ちょっと毛色が違うやつですね。全国共通のルールにのっとって、各ベンダーがシステムをつくりましょうということで、それを当初5年間でやりますという話で進めてきたものなんですけど、ついこないだ発表あったところによると、まだ30%ぐらいのシステムしか、今年度は最初の区切りだったんですけども、あと、あまりにちょっと規模が大き過ぎて、ベンダーのほうが開発がなかなか進んでないというのが全国的になってまして、結果はもう5年、国は完了までの期限を延ばすという

ような形で、ベンダーのほうも開発を行いながら、結局今、今まだ使われてない新しいシステムをどんどん自治体に入れていくと、7,000以上あるんですけど、自治体が。なかなか神経質に我々も対応してるんですけども、そういった事業でございます。

○日名子委員

ありがとうございます。じゃあ省庁と素早くやり取りができるというのが大きなところで、全国の自治体がそれを全部標準化していくという事業ということですか。

○新貝情報政策課長

そうですね。なので直接市民がこれで便利になるとかいうことではないんですよ。より行政のシステムの運用とか、法改正とか効率化しようという目的のものでございます。

○日名子委員

ありがとうございました。

○安部委員

結果、その委託料というのはいくらになるんですか。

○新貝情報政策課長

この6,000万の分ですよろしいですかね。この分がこの連携業務、今御説明した事業の分で、もともとは8,300万円を予定してました。こういう共通システムが出るかどうか分からないという状況なもので、それが3,300万円になりまして、今御説明した部分は5,000万圧縮できたようで、もともとそんなに金がかかっている見積りになってたのは、共通プログラムが出るかどうか分からなかったの、全部別府市自前でやる必要が。補正後の予算額が2,800万が2,200万円に。

○安部委員

2,200万ですね。僕がそれなぜ聞いたかという、8,000万でも1億でも高い金かけて自分のものにしてしまえば委託料へ払わなくていいんですけど、それしない場合、今言った2,000万の金額を、そこを使う以上は永遠に払い続けるということですか。

○新貝情報政策課長

そういうわけではございません。システム間のデータをつなぐところをつくらないといけないというところで、それを別府市単体で開発するんで、でも結局富士通とか日立のシステムの間で動くものなので、どこかに委託する分には変わらないんですよ。その分、つくるところが自前でやらないといけないのか、ベンダーさんからちゃんと出てきたのかというところの違いです。

○安部委員

じゃあつくることと、運営はまた別なんですね。

○新貝情報政策課長

そうですね。

○安部委員

これから運営に関しては委託でやるということですね。

○新貝情報政策課長

そうですね、そこで金額の大きな違いはないと思います。

○三重委員長

ほかに質疑ございませんか。

(「なし」と発言する者あり。)

ほかに御質疑もないようですので、これより採決を行います。

お諮りいたします。

議第1号、令和7年度別府市一般会計補正予算(第7号)情報政策課関係部分について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり。)

御異議なしと認めます。

よって、議第1号情報政策課関係については原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で、情報政策課関係議案の審査を終了いたします。

休憩いたします。

(休憩)11:19

(再開)11:19

○三重委員長

再開いたします。

次に、防災危機管理課関係議案の審査を行います。

議第1号、令和7年度別府市一般会計補正予算(第7号)防災危機管理課関係部分について、当局から説明願います。

○大野防災局長

それでは、防災危機管理課関係部分についての御審査をよろしくお願いいたします。

説明は課長のほうからいたします。

○中西防災局次長兼防災危機管理課長

議第1号、令和7年度別府市一般会計補正予算(第7号)関係分について御説明をいたします。

最初に、まず歳出のほうから御説明をさせていただきます。

予算書59ページをお開きください。

事業番号1131、地震津波等被害防止に要する経費の追加額2,924万3,000円でございます。需用費、消耗品として2,536万3,000円計上しました。この経費でございますが、災害時の備蓄品の購入費用でございます。まず、当初予算に計上していた備蓄品については、今年度の計画どおりに購入を進めてまいりましたが、入札差金などにより1,900万ほど予算残が生じたため、減額をいたします。

また、国において地域未来交付金という補正予算が成立したことから、本来、令和8年度で購入を計画しておりました備蓄品の一部を前倒しで購入することとなりました。その金額が4,436万3,000円でございます。先ほど御説明した1,900万円の減額分を相殺した結果、消耗品として2,536万3,000円の計上となりました。購入する品物でございますが、ダンボールベッド、ワンタッチベッド、簡易ベッド、避難所間の間仕切り用の簡易テントでございます。

次に、備品購入費、災害用備品購入費388万円につきましては、先ほど言いました地域未来交付金を活用する令和8年度の購入計画の一部前倒し分でございます。購入する品目は、発電機及びソ

ーラーパネル付ポータブル電源でございます。

次に、事業番号1410、個別避難計画作成推進に要する経費の減額272万4,000円でございます。内訳は、通信運搬費100万円、個別避難計画作成業務委託料172万4,000円でございます。これは、今年度の個別計画、個別避難計画策定予定の地区の対象者が施設入所などにより対象外となったことによる減額に伴って、通信運搬費及び委託料が減額したものでございます。

なお、個別避難計画の策定については、計画どおり今一生懸命鋭意取り組んでいるところでございます。

次に、歳入について御説明いたします。

予算書17ページをお開きください。

17節県支出金、2項県補助金、7目消防費県補助金、大分防災・減災対策推進事業費補助金の減額として408万4,000円の減額でございます。先ほど歳出で御説明しました備蓄品購入に係る今年度予算の支出見込額が予定を下回ったことによる、県補助金の減額分でございます。

次に、その他として計上しております予算書6ページをお開きください。

繰越明許費の補正でございます。先ほど歳出で御説明申し上げました、令和8年度分の前倒しとして追加した消耗品費4,436万3,000円と備品購入費388万円の合計額4,824万3,000円をそのまま繰り越すものであります。

以上で防災危機管理課部分の説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○三重委員長

以上で当局の説明は終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方は御発言をお願いします。

○日名子委員

個別避難計画について伺いますが、これ毎年行っていくと、1回では終わらないと思いますが、毎年行っていくということではよろしいでしょうか。

○中西防災局次長兼防災危機管理課長

これは対象となる方全員分の避難計画を立てるのがまずは第一の目標なんですけれども、当然その対象となる方は、ある一定程度の要件、障害の度合いであるとか、そういったものになった人が対象となるんですけれども、一度避難計画を策定した後も、その間、それからまた進行していったって、例えば介助の度合いが重くなるような場合はさらに見直しをしなければいけないということで、ずっとこれはもう今後、一回つくった後もローリングで常にメンテナンスをして、最新の避難計画を準備する必要があります。

○日名子委員

そういうことだと思いますので、計画的に毎年毎年アップデートしていかないとけない事業だと思いますので、よろしくお願いいたします。

○中村委員

消耗品費なんですけど、1131の消耗品費なんですけれども、例えば備蓄品の中で賞味期限とか使用期限がもう迫ってきたものに対してはどのような扱いをしておりますか。

○中西防災局次長兼防災危機管理課長

こちらにつきまして、当然食べ物系に関してはアルファ化米、あとクッキーであるとか飲料水、粉ミルク等々もございます。賞味期限が切れる前にうちのほうで新しく購入するんですけれども、ある程度

期限が来たものについては、例えば地域の防災訓練等々の際にこちらのほうから御提供させていただいて、皆さん方に実際に食べていただくとか、そういったことをやりながら、廃棄することのないように努めております。

特にミルクに関しても、こども家庭課の子育てセンターがあるんですね。そちらのほうに分けて、窓口に来た方にお渡しするとか、そういった形でロスのないように努めております。

○中村委員

分かりました。

○三重委員長

ほかに御質疑ございませんか。

(「なし」と発言する者あり。)

ほかに御質疑もないようでありますので、これより採決を行います。

お諮りいたします。

議第1号、令和7年度別府市一般会計補正予算(第7号)防災危機管理課関係部分について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり。)

御異議なしと認めます。

よって、議第1号防災危機管理課関係部分については原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で、防災危機管理課関係議案の審査を終了いたします。

休憩いたします。

(休憩)11:28

(再開)11:28

○三重委員長

再開いたします。

次に、会計課関係議案の審査を行います。

議第1号、令和7年度別府市一般会計補正予算(第7号)会計課関係部分について、当局から説明願います。

○後藤会計管理者兼会計課長

会計課長の後藤でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議第1号、令和7年度別府市一般会計補正予算(第7号)の会計課関係部分について説明をさせていただきます。

一般会計補正予算書の25ページをお開きください。

補正対象事業は、0126事業、会計事務に要する経費です。そのページの上から2番目だと思います。まず、11節役務費のうち、手数料200万9,000円の減額についてでございます。これは別府市が支出する公金の振込にかかる手数料を減額しようとするものでございます。公金の振込手数料は令和6年9月まで無料で行われてきましたが、10月1日から有料化されたことに伴い、令和7年度は年間を通しての所要額を計上しておりました。当初、見込み得る最大の件数によって計上していたため、現時点での見込みにおいて減額が発生することとなりました。いわゆる計数整理による減額補正でございます。

次に、12節委託料のうち、総合収納システム改修業務等委託料182万円の減額でございます。国

が進める地方公共団体情報システムの標準化の一連の流れにおいて、会計事務においても収納事務の標準化を進める必要が生じております。一方、別府市では既に独自の総合収納システムを運用しており、標準化に移行すべく、旧システムの廃止及び新システムの導入といった改修作業が必要となっております。令和7年度中にこの作業を行う予定でしたが、富士通関連のシステムがSE、システムエンジニアですね、システムエンジニア不足を理由に年度内の対応が困難であるということで、標準化移行時期を翌年度以降へ延期いたしました。このため、今年度計上しております総合収納システム改修業務等の委託料が不要となって減額補正を行うものでございます。

以上で、議第1号、令和7年度別府市一般会計補正予算(第7号)の会計課関係部分についての説明を終わります。委員の皆様の御審議をよろしくお願いいたします。

○三重委員長

以上で当局の説明は終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方は御発言を願います。

(「なし」と発言する者あり。)

別に御質疑もないようですので、これより採決を行います。

お諮りいたします。

議第1号、令和7年度別府市一般会計補正予算(第7号)会計課関係部分について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり。)

御異議なしと認めます。

よって、議第1号会計課関係部分については原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で、会計課関連議案の審査を終了いたします。

休憩いたします。

(休憩)11:31

(再開)11:31

○三重委員長

再開いたします。

最後に、選挙管理委員会事務局関係議案の審査を行います。

議第1号、令和7年度別府市一般会計補正予算(第7号)選挙管理委員会事務局関係部分及び議第35号、市長専決処分、令和7年度別府市一般会計補正予算(第6号)について、当局から一括して説明願います。

○若杉選挙管理委員会事務局長

選挙管理委員会事務局長の若杉でございます。

議第1号、令和7年度別府市一般会計補正予算(第7号)のうち、選挙管理委員会関係部分及び議第35号、令和7年度別府市一般会計補正予算(第6号)の市長専決処分につきまして御説明をいたします。

初めに、議第1号、令和7年度別府市一般会計補正予算(第7号)のうち、選挙管理委員会関係部分につきまして御説明をいたします。今回の補正予算は、昨年7月20日に執行されました参議院議員通常選挙にかかります執行経費の精算に伴う減額の補正予算を計上させていただきました。

初めに、歳出部分から御説明をいたします。

予算書の30ページをお開きください。

事業番号0189、参議院議員選挙に、選挙執行に要する経費7,374万6,000円につきましては、

1,944万7,000円を減額し5,429万9,000円となる見込みで、補正予算の計上をさせていただいております。主な内容につきましては、派遣業務等委託料の減額728万7,000円、職員手当等の減額359万6,000円、立候補者が使用する個人演説会の会場等借上げ料の減額252万8,000円、投票立会人等報酬の減額171万8,000円、備品購入費の減額155万6,000円などによるものでございます。

続きまして、歳入でございます。

戻りまして、18ページをお開きください。

参議院議員選挙執行経費、執行費委託金につきましては、先ほど御説明いたしました参議院議員選挙執行に要する経費と同額の5,429万9,000円の歳入となる見込みで、1,944万7,000円の減額補正を計上させていただきました。

次に、議第35号、令和7年度別府市一般会計補正予算(第6号)市長専決処分について御説明いたします。

第51回衆議院議員総選挙及び第27回最高裁判所裁判官国民審査は令和8年1月23日に衆議院が解散、1月27日に公示し、2月8日に執行されました。これに伴いまして、地方自治法第179条第1項に基づき、緊急を要するため、選挙執行経費を予算計上すべく解散の1月23日付で市長において専決処分した次第で、今議会に御報告し、御承認をお願いする次第でございます。

初めに、歳出部分から御説明いたします。

議案書の62ページをお開きください。

事業番号0738、衆議院議員選挙啓発推進に要する経費15万円、事業番号0188、衆議院議員選挙執行に要する経費5,825万円で、補正予算の計上をさせていただいております。主な内容につきましては、職員手当等1,533万7,000円、ポスター掲示場等設置、ポスター掲示場設置等委託料1,193万5,000円、派遣業務等委託料973万3,000円、通信運搬費595万円、会場等借上げ料558万4,000円、投票立会人等報酬548万7,000円などによるものでございます。

続きまして、歳入でございます。

戻りまして61ページをお開きください。

衆議院議員選挙執行費委託金につきましては、先ほど御説明いたしました衆議院議員選挙執行に要する経費と同額の5,825万円、衆議院議員選挙啓発推進委託費、委託金につきましては、同じく衆議院議員選挙啓発推進に要する経費と同額の15万円で、補正予算の計上をさせていただきました。

以上、簡単ではございますが、今回の補正予算の主な内容でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○三重委員長

以上で当局の説明は終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方は御発言をお願いします。

○中村委員

衆議院選挙啓発推進委託金として15万円上がってるんですが、具体的にどのような啓発活動として使ったのかをお答えください。

○若杉選挙管理委員会事務局長

今回、特に突然の選挙ということがございましたので、まず一つは新聞広告、地元紙になるんですけども、地元の新聞広告を2回行ったりとかしております。そちらに要する経費として計上しております。

○中村委員

あとすみません、選挙執行費委託金なんですけれども、それに関連するか少し分からないんですが、例えば票を数えるときは、もう別府市は人の手によって完全に行っているのか、それともシステムとか、そういう少し機械的なところを使っているのか、お答えください。

○若杉選挙管理委員会事務局長

お答えいたします。

開票所で投票の用紙を分類することになりますが、今回衆議院の選挙は3つございまして、小選挙区、比例代表、それから国民審査でございます。小選挙区につきましては人力でやっております。比例代表と国民審査につきましては、分類機という機械を使って分類をしております。

○中村委員

分かりました。

○谷口副委員長

投票立会人というのが投票日に各公民館とかそんなところで、自治会の方が行かれてますよね、よく座っていただいているんですけど、あれって何人とか、何かそういう決まりとかってあるんですか。

○若杉選挙管理委員会事務局長

各投票所には最低2人は置かなければならないということでございますので、各投票所は3人今設置してます。少ないところもあります。各投票所に属する町内から、自治委員さんをお願いをして町内の中で立会人になる方は最低お一人、多いところで3人ということもありますけれども、人選していただきまして、特に自治会の中でというわけではなくて、町の中で特に若い方とか女性の方も参加していただくようお願いをしながらやっております。

その割当てというのは、当然町が多ければ、先ほども言いました3人ずつということになりますので、各町で順繰りにやっていただくとかもありますし、1つの投票所でもう1つの町しかないところはもう3人出していただくというようなことで、ちょっとばらばらになりますけれども、そういうやり方をしております。

○谷口副委員長

報酬って幾らぐらいもらえるんですか。

○若杉選挙管理委員会事務局長

ちょっと今正確な数字、資料を持ってないんですけれども、おおよそ1万ちょっとだったと、1日あたりで。これは、国の執行経費基準法という法律に基づいて金額が定められておりまして、それに基づいて、別府市の条例でもそれに基づくというふうな決め方をしておりますので、国の基準に沿った金額でございます。

○谷口副委員長

ありがとうございました。

○三重委員長

ほかに御質疑ございますか。

○日名子委員

先日、宮崎県の新富町でタブレット投票というのがニュースになっておりましたけど、いろいろな、先ほど人力で数えるとかっておっしゃってましたけども、新富町は小さい町ですのでそれが可能だったんだと思うんですけども、別府市の考えとしては今後どのような方針、まだまだアナログでということなんでしょうか。

○若杉選挙管理委員会事務局長

電子投票について、やはり各市注目をしているところもあります。別府市も注目をしているところではございます。ただまだ実例として、まだやってところが、今回新富町で全国で2番目、過去はあったんですけども、今のタブレット型というやり方では全国2番目ということもありますし、投票、立候補した方の数も限られていたということもあります。実現にあたっては、やっぱりいろいろ課題がまだいろいろ山積しております、この課題の解決というところをまずした上で見極めをしたいというふうに考えておりますので、当然、電子投票について、いいものであるというのは認識はしているんですけども、その課題の解決をまずどうするかというところがこれからの課題だと思っております。

○日名子委員

今分かる範囲で、具体的な課題というところとどんなことがありますか。

○若杉選挙管理委員会事務局長

一番大きいところは、2つ大きく考えられるところがございます。一つは、やはり別府市の、特に市議会議員の選挙になりますと、立候補される方の数が多いと。タブレット端末では一つの画面に表示する数に限りがあるので、例えば立候補された方の公平性の担保ってどうするのかとか、あとはニュースとかでも出てましたが、システムを利用するための利用料、経費がやはり大分かかるということがあります。経費の部分と、今言った立候補者の方の公平性というところが、今考えられている課題の一つかなというふうに思います。

○日名子委員

野口原の体育館で、今回は国民審査もありましたし、比例もありましたので、3時4時という時間まで各皆様、大変御苦労かなと思うんですけども、新富町の場合は規模は全然比較にはなりませんけれども、ただ数十分で終わったというふうに新聞等で拝見しましたので、いろいろ課題はあるとは思いますが、経費の部分とかで、前向きにいつかはというところでうまく検討していくんだと思いますので、また何かのタイミングって変化がありましたらまた報告していただきたいと思います。

また、今回衆議院選挙は緊急的なところでしたけど、ポスター掲示の設置の業者さんというのは、こういうときでも入札するんですか。

○若杉選挙管理委員会事務局長

今回もう本当に緊急でございましたので、契約においては随意契約を出しまして、実績のある業者さんにいただきました。

○日名子委員

時間ないなと思ったので分かりました。ありがとうございます。

○三重委員長

ほかに御質疑ございませんか。

(「なし」と発言する者あり。)

ほかに御質疑もないようでありますので、これより採決を行います。

お諮りいたします。

初めに、議第1号、令和7年度別府市一般会計補正予算(第7号)選挙管理委員会事務局関係部分について、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり。)

御異議なしと認めます。

よって、議第1号選挙管理委員会事務局関係部分については原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議第35号、市長専決処分、令和7年度別府市一般会計補正予算(第6号)について、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり。)

御異議なしと認めます。

よって、議第35号については原案のとおり承認することに決定いたしました。

以上をもちまして、本委員会に付託を受けました議案の審査は全て終了いたしました。

なお、委員長報告及び会議録の作成につきましては委員長に一任していただきたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり。)

御異議なしと認めます。

よって、委員長報告及び会議録の作成につきましては、委員長に一任していただきます。

これをもちまして、総務企画消防委員会の議案審査を終了いたします。

○閉議:11時 41 分